

令和 7 年度 高松市学校給食調理場廃食用油売払い単価契約書

高松市（以下「売主」という。）と （以下「買主」という。）は、以下のとおり使用済食用油（以下「廃食用油」という。）の売払いについて単価契約を締結する。なお、添付の「入札情報」及び「令和 7 年度高松市学校給食調理場廃食用油売払い 仕様書」（以下、「仕様書」という。）は、本契約と一体をなすものとする。

（契約の目的）

第 1 条 売主は、自ら保持する廃食用油を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用に供するため買主に売り渡し、買主はこれを買受けるとともに、善良な管理者の注意をもって誠実に廃食用油の再生利用を図るものとする。

（契約期間）

第 2 条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（引渡し）

第 3 条 買主は、仕様書に従い、売主の保持する廃食用油を、売主が指定する日時（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで）に、売主が指定した箇所から全量回収する。

2 売主が指定する日時に回収できない場合は、売主が買主に連絡した日から 3 営業日以内に回収しなければならない。

（検量）

第 4 条 買主は、売主から回収した廃食用油を検量し、報告書を売主に提出する。

2 売主は、買主の行った検量の検証を要求することができ、買主は、資料の提出、買主の施設の実査等、売主の要求に応じなければならない。

（単価契約）

第 5 条 売主が買主に対し、売り渡す廃食用油の契約単価は、次のとおりとする。

第 1 地区： 円／k g（消費税及び地方消費税を含む。）

（売買代金）

第 6 条 買主は請求された廃食用油の売払い代金を、売主の指定期日までに納付するものとする。

（買主の義務）

第7条 買主は、回収・買受した廃食用油を、日本国内にある自社又は20%以上の出資比率をもつ関連会社の日本国内にある工場（委託契約等による第三者の工場は含まない）で、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第5項1号に規定される再生利用をし、かつ再生利用製品を販売しなければならない。

2 買主は、廃食用油用の貯蔵施設を有し、その消防法上の許可を得なければならない。

3 買主は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第8条 買主は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（2） 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次条第1項第5号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、もしくは関与するものをいう。次条第1項第5号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

（2） 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（契約の解除）

第9条 売主は、次の各号の一に該当する場合は、契約の解除をし、又は変更若しくは中止をすることができる。

（1） 買主が、期間内に契約を履行しないとき、又は契約の履行の見込みがないと売主が認めるとき。

（2） 買主が、契約に違反し、又はその他の不信行為を行ったとき。

（3） 買主が、正当な理由もなく、売主の指示に従わないとき。

（4） 売主の事情により事業・収集の方針が変更になったとき。

(5) 買主が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（買主の代表役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店もしくは営業所（常時物品の供給（製造）契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己もしくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、もしくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、売主が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 売主は前項に定めるもののほか、やむを得ない理由があると認めるときは、この契約を解除することができる。

（買主の契約解除権）

第10条 買主は、売主が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

（損害の賠償金等）

第11条 契約の解除による賠償金等については、売主と買主とが協議の上決定する。

（契約保証金）

第12条 契約保証金は免除する。

（秘密の保持）

第13条 買主は、業務上知りえた売主の秘密を漏らしてはならない。

（個人情報保護の保護）

第 1 4 条 買主は、この契約における業務を遂行するための個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が認識され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（疑義の解決）

第 1 5 条 この契約に定めのない事項又は、この契約に疑義が生じた場合には、必要に応じて売主と買主とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、売主と買主とが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

売主 高松市
高松市長 大 西 秀 人

買主